中型自動車免許	教習指導員審査（中型）に合格した者、中型自動車免許に係る教習指導員研修課程を修了した者又は中型自動車免許に係る教習認定を受けた者	教習指導員資格者証（中型）
準中型自動車免許	教習指導員審査（準中型）に合格した者、準中型自動車免許に係る教習指導員研修課程を修了した者又は準中型自動車免許に係る教習認定を受けた者	教習指導員資格者証（準中型）
［略］		

［2～4　略］

（技能検定員審査等の審査細目の免除）

第十七条　［略］

2　第一条第一号から第八号までのいずれかに掲げる技能検定員審査を受けようとする者のうち、次の各号に掲げるものに対しては、それぞれ当該各号に定める審査細目についての審査を免除するものとする。

［一・二　略］

三　第一条第一号から第五号まで又は第八号に掲げる免許のいずれかに係る技能検定員資格者証の交付を受けた者で、これらの免許のうち当該免許以外のものについての技能検定員審査を受けようとするもの　前号に定める審査細目並びに自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能

四　［略］

3　第一条第九号から第十一号までのいずれかに掲げる技能検定員審査を受けようとする者のうち、次の各号に掲げるものに対しては、それぞれ当該各号に定める審査細目についての審査を免除するものとする。

一　第十条第一項第九号から第十一号までに掲げる免許のいずれかに係る教習指導員資格者証の交付を受けた者で、道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識

二　第一条第九号から第十一号までに掲げる免許のいずれかに係る技能検定員資格者証の交付を受けた者で、これらの免許のうち当該免許以外のものについての技能検定員審査を受けようとするもの　前号に定める審査細目及び自動車の運転技能の評価方法に関する知識

4　第十条第一項第一号から第八号までのいずれかに掲げる教習指導員審査を受けようとする者のうち、次の各号に掲げるものに対しては、それぞれ当該各号に定める審査細目についての審査を免除するものとする。

［一～三　略］

四　第十条第一項第一号から第五号まで又は第八号に掲げる免許のいずれかに係る教習指導員資格者証の交付を受けた者で、これらの免許のうち当該免許以外のものについての教習指導員審査を受けようとするもの　前号に定める審査細目及び技能教習に必要な教習の技能

五　［略］

5　第十条第一項第九号から第十一号までのいずれかに掲げる教習指導員審査を受けようとする者のうち、次の各号に掲げるものに対しては、それぞれ当該各号に定める審査細目についての審査を免除するものとする。

一　第十条第一項第九号から第十一号までに掲げる免許のいずれかに係る教習指導員資格者証の交付を受けた者で、これらの免許のうち当該免許以外のものについての教習指導員審査を受けようとするもの　道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識

二　第一条第九号から第十一号までに掲げる免許のいずれかに係る技能検定員資格者証の交付を受けた者　前号に定める審査細目及び教習指導員として必要な自動車の運転技能（当該技能検定員資格者証に係る免許に係るものに限る。）

中型自動車免許	教習指導員審査（中型）に合格した者、中型自動車免許に係る教習指導員研修課程を修了した者又は中型自動車免許に係る教習認定を受けた者	教習指導員資格者証（中型）
［項を加える。］		
［同上］		

［2～4　同上］

（技能検定員審査等の審査細目の免除）

第十七条　［同上］

2　第一条第一号から第七号までのいずれかに掲げる技能検定員審査を受けようとする者のうち、次の各号に掲げるものに対しては、それぞれ当該各号に定める審査細目についての審査を免除するものとする。

［一・二　同上］

三　第一条第一号から第四号まで又は第七号に掲げる免許のいずれかに係る技能検定員資格者証の交付を受けた者で、これらの免許のうち当該免許以外のものについての技能検定員審査を受けようとするもの　前号に定める審査細目並びに自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能

四　［同上］

3　第一条第八号から第十号までのいずれかに掲げる技能検定員審査を受けようとする者のうち、次の各号に掲げるものに対しては、それぞれ当該各号に定める審査細目についての審査を免除するものとする。

一　第十条第一項第八号から第十号までに掲げる免許のいずれかに係る教習指導員資格者証の交付を受けた者で、道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識

二　第一条第八号から第十号までに掲げる免許のいずれかに係る技能検定員資格者証の交付を受けた者で、これらの免許のうち当該免許以外のものについての技能検定員審査を受けようとするもの　前号に定める審査細目及び自動車の運転技能の評価方法に関する知識

4　第十条第一項第一号から第七号までのいずれかに掲げる教習指導員審査を受けようとする者のうち、次の各号に掲げるものに対しては、それぞれ当該各号に定める審査細目についての審査を免除するものとする。

［一～三　同上］

四　第十条第一項第一号から第四号まで又は第七号に掲げる免許のいずれかに係る教習指導員資格者証の交付を受けた者で、これらの免許のうち当該免許以外のものについての教習指導員審査を受けようとするもの　前号に定める審査細目及び技能教習に必要な教習の技能

五　［同上］

5　第十条第一項第八号から第十号までのいずれかに掲げる教習指導員審査を受けようとする者のうち、次の各号に掲げるものに対しては、それぞれ当該各号に定める審査細目についての審査を免除するものとする。

一　第十条第一項第八号から第十号までに掲げる免許のいずれかに係る教習指導員資格者証の交付を受けた者で、これらの免許のうち当該免許以外のものについての教習指導員審査を受けようとするもの　道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識

二　第一条第八号から第十号までに掲げる免許のいずれかに係る技能検定員資格者証の交付を受けた者　前号に定める審査細目及び教習指導員として必要な自動車の運転技能（当該技能検定員資格者証に係る免許に係るものに限る。）